

特定秘密漏洩事件とボガチョンコフ事件

高井 晋

2022 年 12 月 24 日、海上自衛隊の情報部隊に所属する 1 海佐が安全保障に関わる「特定秘密」を外部に漏洩した疑いで、防衛省の警務隊が特定秘密保護法違反容疑で立件に向けて捜査を行っていることが報道された。この特定秘密漏洩事件の背後には、元海将からの情報提供要請があったという。事件の詳細は明確ではないが、この 1 海佐が元海将に情勢説明を行った際に「特定秘密」が含まれていたため、防衛省は、漏洩に関与した 1 海佐以外の自衛隊員についても処分を検討していると報道されている。

1 海佐が漏洩した「特定秘密」は、「特定秘密の保護に関する法律」(2013 年 12 月 16 日制定)、いわゆる「特定秘密保護法」で規定されている、①防衛に関する事項、②外交に関する事項、③特定有害活動防止に関する事項、④テロリズム防止に関する事項の 4 分野における 23 事例の情報にあたるという。

日本の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものを「特定秘密」として、今年 6 月現在、693 件が「特定秘密」に指定されている。また、情報漏洩をした者は 10 年以下の懲役などの刑事罰が科され(第 23 条)、「特定秘密」を取得した者は 10 年以下の懲役または 1000 万円以下の罰金に処せられる(第 24 条)。

機密保護法が施行される以前の 2007 年に 3 海佐がイージス艦の武器管制システムを漏洩した事件があった。同 3 海佐は、翌年、日米相互防衛協定に伴う秘密保護法違反で有罪となり、懲戒免職処分となった。

この事件の前に、3 海佐が自衛隊の内部資料をロシア大使館付駐在武官に漏洩したボガチョンコフ事件があった。

ボガチョンコフ・ロシア海軍大佐



出典：<https://www.dailyshincho.jp/article/2022/04220556/?photo=2>

東西冷戦が終結した直後の 2000 年 9 月、警視庁公安部と神奈川県警の捜査員が、防衛庁防衛研究所所属の 3 海佐ロシア大使館付駐在武官のビクトル・ボガチョンコフ海軍大佐が接触した瞬間、2 人に任意同行を求めた。同 3 海佐は、防衛大学校の修士課程終了し、筆者の研究室に配属された直後で、修士論文の指導教官に助言を受けるため同大学校へ通っていた間の出来事だった。同 3 海佐は、自衛隊の内部機密資料をもったまま警視庁本部庁舎に移送され、自衛隊法(守秘義務)違反容疑で逮捕された。他方、ボガチョンコフは外交官免責特権を持ち出して聴取を拒否し、2 日後に成田空港からモスクワ経由ロンドン行きのアエロフロート機で出国した。ボガチョンコフは、GRU(ロシア連邦軍参謀本部情報総局)に所属するスパイだった。

同 3 海佐の逮捕後、事件当時の上司だった筆者は、土曜日や日曜日に警視庁の取調室で神奈川県警の質問攻めにあった。神奈川県警は、防衛研究所が秘密情報を基に研究していると誤解していたようであった。東京地方裁判所は、同年 11 月に初公判を行い、2001 年 3 月に「刑事責任は相当に重い」として自衛隊法違反の罪で懲役十月の実刑判決を下した。

筆者は、部下の管理責任を問われて「文書注意」の処分を受け、その後の人事に大きく影響した。3 海佐からは、まだ何の謝罪もないままで、現在に至っている。

ボガチョンコフ事件は、ロシア国家のために情報提供を要請しこれに応え報酬を得た 3 海佐の個人的な事件であった。

しかし、海上自衛官の元海将と現役 1 海佐が起こしたこの事件は、安保関連 3 文書の内容が議論され、国民の関心が日本の安全保障と自衛隊に向けられている時期でもあり、どのような理由があったにせよ、先輩からの要請を断らなかったことは誠に残念でならない。

他方で「秘密情報」の提供を要請した者は、自己中心益な行動によって周辺の無辜の後輩が大きな影響を蒙ることを、一顧だにしなかったに違いない。